

# 障がい福祉サービス事業 指導調書

就労継続支援B型

事業所名

実地指導日

令和 年 月 日

宮崎市指導監査課

## 調書中の留意事項

○ 調書中の略表記については、以下のとおり。

法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
平 18 厚令 19	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
平 18 厚令 171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
平 18 厚令 174	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
平 18 厚告 523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
平 18 厚告 539	子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単価の単位
平 18 厚告 543	子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準
平 18 厚告 545	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針
平 18 厚告 550	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合
平 18 厚告 551	厚生労働大臣が定める施設基準並びに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準
平 18 厚告 556	厚生労働大臣が定める者並びに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者
平 24 厚告 268	厚生労働大臣が定める送迎並びに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎

○ グレーで着色した項目は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため記入不要です。(ただし、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者等の責務であり、確実に遵守すべきものです。仮に実地指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査する場合があります)

○ 二重線で囲んでいる「23 福祉・介護職員等ベースアップ等加算」(30ページ)については、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」(平成26年7月23日障発0123第2号)の主眼事項及び着眼点等に記載されておきませんが、給付費の適正化を図るため指導調書には記載しています。そのため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄の記入は行ってください(なお、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者等の責務であり、確実に遵守すべきものです。仮に実地指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査する場合があります)。

○ 事業所チェック欄(適・否・非該当)の該当部分に○を記入してください。

○ 連絡事項等がある場合は、備考欄に記入してください。

○ 指導調書は2部作成の上、1部は事業所控えとして保管し、1部は実地指導実施日の1週間前までに、指導監査課へ提出してください。

○ 印刷の際は、A4 で両面印刷を行った上、資料の上部をホッチキス止め(2か所止め)してください。

第1 基本方針（法第43条）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
第1 基本方針	（1）指定就労継続支援B型事業者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労継続支援B型を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労継続支援B型を提供しているか。	平18厚令171第3条第1項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	（2）指定就労継続支援B型事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定就労継続支援B型の提供に努めているか。	平18厚令171第3条第2項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	（3）指定就労継続支援B型事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平18厚令171第3条第3項	運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類	適・否・非該当	
	（4）指定就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）（規則）第6条の10第2号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。	平18厚令171第198条 平18厚令19第6条の10第2号	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	

第2 人員に関する基準（法第43条第1項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 指定就労継続支援B型事業所の従業者の員数	指定就労継続支援B型事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。				
（1）職業指導員及び生活支援員	① 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援B型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。	平18厚令171第199条準用（第186条第1項第1号イ）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表	適・否・非該当	
	② 職業指導員の数は、指定就労継続支援B型事業所ごとに、1以上となっているか。	平18厚令171第199条準用（第186条第1項第1号ロ）	利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	③ 生活支援員の数は、指定就労継続支援B型事業所ごとに、1以上となっているか。	平18厚令171 第199条準用 (第186条第1項 第1号ハ)		適・否・非該当	
	④ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。	平18厚令171 第199条準用 (第186条第4項)		適・否・非該当	
(2) サービス管理責任者	① 指定就労継続支援B型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	平18厚令171 第199条準用 (第186条第1項 第2号)	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数) が分かる書類(実績表等)	適・否・非該当	
	② サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤となっているか。	平18厚令171 第199条準用 (第186条第5項)		適・否・非該当	
(3) 利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数によっているか。	平18厚令171 第199条準用 (第186条第2項)	利用者数(平均利用人数) が分かる書類(利用者名簿 等)	適・否・非該当	
(4) 職務の専従	指定就労継続支援B型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援B型事業所の職務に従事する者となっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	平18厚令171 第199条準用 (第186条第3項)	従業者の勤務実態の分かる書類 (出勤簿等)	適・否・非該当	
2 管理者	指定就労継続支援B型事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定就労継続支援B型事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労継続支援事業所B型の他の職務に従事させ、又は当該指定就労継続支援B型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)	平18厚令171 第199条準用 (第51条)	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表	適・否・非該当	
3 従たる事業所を設置する場合の特例	指定就労継続支援B型事業所における主たる事業所(主たる事業所)と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平18厚令171 第199条準用 (第79条)	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数) が分かる書類(実績表等)	適・否・非該当	
	(経過措置) 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定就労継続支援B型の事業を行う場合におい	平18厚令171 附則第23条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>て、平成 18 年厚生労働省令第 171 号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所又は指定就労継続支援 B 型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、3 の規定は適用しない。</p> <p>この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち 1 人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。</p>				
<p>※グレーで着色した部分は、令和 2 年 7 月 17 日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄（適・否・非該当）の記入は行ってください。（以下同様）</p>					

### 第 3 設備に関する基準（法第 43 条第 2 項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 認定指定就労継続支援 B 型事業所の設備	<p>(1) 指定就労継続支援 B 型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。 （ただし、相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。）</p>	<p>平 18 厚令 171 第 200 条準用 (第 188 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 200 条準用 (第 188 条第 4 項)</p>	<p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p>	適・否・非該当	
	<p>(2) 訓練・作業室 ① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 ② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 （ただし、訓練・作業室は、指定就労継続支援 B 型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。）</p>	<p>平 18 厚令 171 第 200 条準用 (第 188 条第 2 項第 1 号イ、ロ) 平 18 厚令 171 第 200 条準用 (第 188 条第 3 項)</p>	<p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p>	適・否・非該当	
	<p>(3) 相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 200 条準用 (第 188 条第 2 項第 2 号)</p>	【目視】	適・否・非該当	
	<p>(4) 洗面所は、利用者の特性に応じたものであるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 200 条準用 (第 188 条第 2 項第 3 号)</p>	【目視】	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(5) 便所は、利用者の特性に応じたものであるか。	平 18 厚令 171 第 200 条準用(第 188 条第 2 項第 4 号)	【目視】	適・否・非該当	
	(6) これらの設備は、専ら当該指定就労継続支援B型事業所の用に供するものとなっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	平 18 厚令 171 第 200 条準用(第 188 条第 5 項)	【目視】	適・否・非該当	
	(経過措置) 法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧精神障害者福祉ホーム(障害者総合支援法施行令附則第 8 条の 2 に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮(基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において、指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。	平 18 厚令 171 附則第 22 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

#### 第 4 運営に関する基準 (法第 43 条第 2 項)

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、支給決定障がい者等が指定就労継続支援B型の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定就労継続支援B型の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用(第 9 条第 1 項)	重要事項説明書 利用契約書(利用者または家族の署名捺印)	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援B型事業者は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用(第 9 条第 2 項)	重要事項説明書 利用契約書(利用者または家族の署名捺印) その他利用者に交付した書面	適・否・非該当	
2 契約支給量の報告等	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型を提供するときは、当該指定就労継続支援B型の内容、契約支給量、その他の必要な事項(受給者証記載事項)を支給決定障がい者等の受給者証に記載しているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用(第 10 条第 1 項)	受給者証の写し	適・否・非該当	
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障がい者等の支給量を超えていないか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用(第 10 条第 2 項)	受給者証の写し 契約内容報告書	適・否・非該当	



主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(3) 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 10 条第 3 項)	契約内容報告書	適・否・非該当	
	(4) 指定就労継続支援B型事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 10 条第 4 項)	受給者証の写し 契約内容報告書	適・否・非該当	
3 提供拒否の禁止	指定就労継続支援B型事業者は、正当な理由がなく指定就労継続支援B型の提供を拒んでいないか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 11 条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
4 連絡調整に対する協力	指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 12 条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
5 サービス提供困難時の対応	指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定就労継続支援B型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 13 条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
6 受給資格の確認	指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 14 条)	受給者証の写し	適・否・非該当	
7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、就労継続支援B型に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 15 条第 1 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援B型事業者は、就労継続支援B型に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 15 条第 2 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
8 心身の状況等の把握	指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 16 条)	アセスメント記録 ケース記録	適・否・非該当	
9 指定障がい福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 17 条第 1 項)	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 17 条第 2 項)	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
10 サービスの提供の記録	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型を提供した際は、当該指定就労継続支援B型の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労継続支援B型の提供の都度、記録しているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 19 条第 1 項)	サービス提供の記録	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援B型事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障がい者等から指定就労継続支援B型を提供したことについて確認を受けているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 19 条第 2 項)	サービス提供の記録	適・否・非該当	
11 指定就労継続支援B型事業者が支給決定障がい者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定就労継続支援B型事業者が、指定就労継続支援B型を提供する支給決定障がい者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障がい者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 20 条第 1 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障がい者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障がい者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 20 条第 2 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
12 利用者負担額等の受領	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型を提供した際は、支給決定障がい者から当該指定就労継続支援B型に係る利用者負担額の支払を受けているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 159 条第 1 項)	請求書 領収書	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援B型事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型を提供した際は、支給決定障がい者から当該指定就労継続支援B型に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 159 条第 2 項)	請求書 領収書	適・否・非該当	
	(3) 指定就労継続支援B型事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障がい者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 159 条第 3 項)	請求書 領収書	適・否・非該当	
	① 食事の提供に要する費用 (次のイ又はロに定めるところによる) イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 17 条第 1 号に掲げる者のうち、支給決定障がい者等及び同一の世帯に属する者(特定支給決定障がい者にあつては、その配偶者に限る。)の所得割の額を合算した額が 28 万円未満(特定支給決定障がい者にあつては、16 万円未満)であるもの又は同令第 17 条第 2 号から第 4 号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額 ② 日用品費 ③ ①及び②のほか、指定就労継続支援B型において提供される便宜に要す	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 159 条第 4 項) 平 18 厚告 545 二のイ 平 18 政令 10 第 17 条 第 1~4 号		適・否・非該当	



主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>る費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障がい者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定就労継続支援B型事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障がい者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定就労継続支援B型事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者の同意を得ているか。</p>				
		平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 159 条第 5 項)	領収書	適・否・非該当	
		平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 159 条第 6 項)	重要事項説明書	適・否・非該当	
13 利用者負担額に係る管理	<p>指定就労継続支援B型事業者は、支給決定障がい者等の依頼を受けて、当該支給決定障がい者等が同一の月に当該指定就労継続支援B型事業者が提供する指定就労継続支援B型及び他の指定障がい福祉サービス等を受けたときは、当該指定就労継続支援B型及び他の指定障がい福祉サービス等に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額から当該指定就労継続支援B型及び他の指定障がい福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項（法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定就労継続支援B型事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障がい者等及び当該他の指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 22 条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
14 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、法定代理受領により市町村から指定就労継続支援B型に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障がい者等に対し、当該支給決定障がい者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労継続支援B型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障がい者等に対して交付しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 23 条第 1 項)	通知の写し	適・否・非該当	
		平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 23 条第 2 項)	サービス提供証明書の写し	適・否・非該当	
15 指定就労継続支援B型の取扱方針	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、就労継続支援B型計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定就労継続支援B型の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業所の従業者は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 57 条第 1 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
		平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 57 条第 2 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(3) 指定就労継続支援B型事業者は、その提供する指定就労継続支援B型の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 57 条第 3 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
16 就労継続支援B型計画の作成等	(1) 指定就労継続支援B型事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定就労継続支援B型に係る個別支援計画(就労継続支援B型計画)の作成に関する業務を担当させているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 58 条第 1 項)	個別支援計画 サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類	適・否・非該当	
	(2) サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 58 条第 2 項)	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録	適・否・非該当	
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 58 条第 3 項)	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録	適・否・非該当	
	(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定就労継続支援B型事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて就労継続支援B型計画の原案に位置付けるよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 58 条第 4 項)	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類	適・否・非該当	
	(5) サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画の作成に係る会議(テレビ電話装置等の活用可能。)を開催し、就労継続支援B型計画の原案の内容について意見を求めているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 58 条第 5 項)	サービス担当者会議の記録	適・否・非該当	
	(6) サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 58 条第 6 項)	個別支援計画(利用者又は家族の署名捺印)	適・否・非該当	
	(7) サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画を作成した際には、当該就労継続支援B型計画を利用者に交付しているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 58 条第 7 項)	利用者に交付した記録 個別支援計画(利用者又は家族の署名捺印)	適・否・非該当	
	(8) サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画の作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握(モニタリング(利用者についての継続的なアセスメントを含む。))を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型支援計画の	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 58 条第 8 項)	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	変更を行っているか。				
	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 58 条第 9 項)	モニタリング記録 面接記録	適・否・非該当	
	(10) 就労継続支援B型計画に変更があった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 58 条第 10 項)	(2)から(7)に掲げる確認資料	適・否・非該当	
17 サービス管理責任者の責務	サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 59 条)			
	① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労継続支援B型事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握すること。		個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録	適・否・非該当	
	② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。		個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 サービス提供の記録	適・否・非該当	
	③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。		他の従業者に指導及び助言した記録	適・否・非該当	
18 相談及び援助	指定就労継続支援B型事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 60 条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
19 訓練	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 160 条第 1 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 160 条第 2 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 指定就労継続支援B型事業者は、常時 1 人以上の従業者を訓練に従事させているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 160 条第 3 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(4) 指定就労継続支援B型事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定就労継続支援B型事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 160 条第 4 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
20 生産活動	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 84 条第 1 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援B型事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 84 条第 2 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 指定就労継続支援B型事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行っているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 84 条第 3 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(4) 指定就労継続支援B型事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 84 条第 4 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
21 工賃の支払等	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。	平 18 厚令 171 第 201 条第 1 項	工賃支払記録 工賃支給規程 就労支援事業に関する会計書類(出納簿等)	適・否・非該当	
	(2) (1)により利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額(工賃の平均額)は、3,000 円を下回っていないか。	平 18 厚令 171 第 201 条第 2 項	工賃平均額が分かる書類 (1年間の工賃支払総額、1か月の工賃支払対象者延べ人数等)	適・否・非該当	
	(3) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 201 条第 3 項	工賃の水準を高めていることが分かる書類(ケース記録等)	適・否・非該当	
	(4) 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しているか。	平 18 厚令 171 第 201 条第 4 項	工賃の目標水準を設定したことが分かる書類 利用者への工賃通知の控え 都道府県への報告書	適・否・非該当	
22 実習の実施	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が就労継続支援B型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 193 条第 1 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援B型事業者は、(1)の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 193 条第 2 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	



主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
23 求職活動の支援等の実施	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 194 条第 1 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援B型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 194 条第 2 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
24 職場への定着のための支援等の実施	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 195 条第 1 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(1)の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 195 条第 2 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
25 食事	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 86 条第 1 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援B型事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 86 条第 2 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 86 条第 3 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(4) 指定就労継続支援B型事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定就労継続支援B型事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 86 条第 4 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
26 緊急時等の対応	従業者は、現に指定就労継続支援B型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 28 条)	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録	適・否・非該当	
27 健康管理	指定就労継続支援B型事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 87 条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
28 支給決定障がい者に関する市町村への通知	指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型を受けている支給決定障がい者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定就労継続支援B型の利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 88 条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	



主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。				
29 管理者の責務	(1) 指定就労継続支援B型事業所の管理者は、当該指定就労継続支援B型事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 66 条第 1 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援B型事業所の管理者は、当該就労継続支援B型事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第 13 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 66 条第 2 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
30 運営規程	指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ⑤ 指定就労継続支援B型の内容並びに支給決定障がい者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑫ その他運営に関する重要事項	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 89 条)	運営規程	適・否・非該当	
31 勤務体制の確保等	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者に対し、適切な指定就労継続支援B型を提供できるよう、指定就労継続支援B型事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 68 条第 1 項)	従業者の勤務表	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型事業所ごとに、当該指定就労継続支援B型事業所の従業者によって指定就労継続支援B型を提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 68 条第 2 項)	勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 指定就労継続支援B型事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 68 条第 3 項)	研修計画、研修実施記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(4) 指定就労継続支援B型事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 68 条第 4 項)	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類	適・否・非該当	
32 業務継続計画の策定等	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」)を策定し、その業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (令和6年3月31日までは努力義務)	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 33 条の 2 第 1 項)	業務継続計画	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援B型事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※研修：年1回以上 ※訓練：年1回以上 (令和6年3月31日までは努力義務)		研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 指定就労継続支援B型事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 (令和6年3月31日までは努力義務)		業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類	適・否・非該当	
33 定員の遵守	指定就労継続支援B型事業者は、利用定員を超えて指定就労継続支援B型の提供を行っていないか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 69 条)	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)	適・否・非該当	
34 非常災害対策	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 70 条第 1 項)	非常災害対応計画 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援B型事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 70 条第 2 項)	避難訓練の記録 消防署への届出	適・否・非該当	
	(3) 指定就労継続支援B型事業者は、(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 70 条第 3 項)	地域住民が訓練に参加していることが分かる書類	適・否・非該当	
	【浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に所在する事業所のみ】 (4) 避難確保計画を策定し、それらを定期的に従業員に周知しているか。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	水防法 土砂災害防止法	避難確保計画	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
35 衛生管理等	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 90 条第 1 項)	衛生管理に関する書類	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援B型事業者は、当該指定就労継続支援B型事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知 ※委員会：3月に1回以上 ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ③従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施 ※研修：年2回以上 ※訓練：年2回以上 (※令和6年3月31日までは努力義務)	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 90 条第 2 項)	衛生管理に関する書類 委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
36 協力医療機関	指定就労継続支援B型事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 91 条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
37 掲示	指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 又は、指定就労継続支援B型事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定就労継続支援B型事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 92 条第 1 項・第 2 項)	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物	適・否・非該当	
38 身体拘束等の禁止	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 35 条の 2 第 1 項)	個別支援計画 身体拘束等に関する書類	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援B型事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 ※本項目に規定されている事項が実施されていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となる。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 35 条の 2 第 2 項)	身体拘束等に関する書類 (必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>(3) 指定就労継続支援B型事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知 ※委員会：年1回以上</p> <p>②身体拘束等の適正化のための指針の整備</p> <p>③従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 ※研修：年1回以上</p> <p>※令和5年4月1日以降は、本項目に規定されている事項が実施されていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となる。</p>	平18厚令171 第202条準用 (第35条の2第3項)	委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
39 秘密保持等	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	平18厚令171 第202条準用 (第36条第1項)	従業者及び管理者の秘密保持誓約書	適・否・非該当	
	<p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p>	平18厚令171 第202条準用 (第36条第2項)	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書(就業規則等)	適・否・非該当	
	<p>(3) 指定就労継続支援B型事業者は、他の指定就労継続支援B型事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	平18厚令171 第202条準用 (第36条第3項)	個人情報同意書	適・否・非該当	
40 情報の提供等	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定就労継続支援B型事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p>	平18厚令171 第202条準用 (第37条第1項)	情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)	適・否・非該当	
	<p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、当該指定就労継続支援B型事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	平18厚令171 第202条準用 (第37条第2項)	事業者のHP画面・パンフレット	適・否・非該当	
41 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労継続支援B型事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	平18厚令171 第202条準用 (第38条第1項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	<p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品そ</p>	平18厚令171 第202条準用 (第38条第2項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	



主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援B型事業者は、障がい者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障がい福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障がい福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に対し祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などがあげられる。</p>	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 38 条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
42 苦情解決	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、その提供した指定就労継続支援B型に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p>	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 39 条第 1 項)	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物	適・否・非該当	
	<p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 39 条第 2 項)	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル	適・否・非該当	
	<p>(3) 指定就労継続支援B型事業者は、その提供した指定就労継続支援B型に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援B型事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 39 条第 3 項)	市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	
	<p>(4) 指定就労継続支援B型事業者は、その提供した指定就労継続支援B型に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定就労継続支援B型の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 39 条第 4 項)	都道府県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	
	<p>(5) 指定就労継続支援B型事業者は、その提供した指定就労継続支援B型に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援B型事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要</p>	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 39 条第 5 項)	都道府県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	



主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	な改善を行っているか。				
	(6) 指定就労継続支援B型事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 39 条第 6 項)	都道府県等への報告書	適・否・非該当	
	(7) 指定就労継続支援B型事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 39 条第 7 項)	運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料	適・否・非該当	
43 事故発生時の対応	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 40 条第 1 項)	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援B型事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 40 条第 2 項)	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録	適・否・非該当	
	(3) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 40 条第 3 項)	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)	適・否・非該当	
44 虐待の防止	指定就労継続支援B型事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知 ※年1回以上 ②従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施 ※年1回以上 ③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 40 条の 2)	委員会議事録 研修を実施したことが分かる書類 担当者を配置していることが分かる書類	適・否・非該当	
45 会計の区分	指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労継続支援B型の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 41 条)	収支予算書・決算書等の会計書類	適・否・非該当	
46 地域との連携等	指定就労継続支援B型事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 74 条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
47 記録の整備	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 75 条第 1 項)	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労継続支援B型を提供した日から5年間保存しているか。	平 18 厚令 171 第 202 条準用 (第 75 条第 2 項)	左記①から⑥までの書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	① 就労継続支援B型計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障がい者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録				
48 電磁的記録等	(1) 指定障がい福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の（1）の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

#### 第5 多機能型に関する特例（法第43条）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 利用定員に関する特例	(1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所（「多機能型事業所」と総称）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数とすることができる。 ① 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く） 6人以上 ② 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練	平 18 厚令 174 第 89 条第 1 項	運営規程 利用者数分かる書類（利用者名簿等）	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上とする。 ③ 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所10人以上				
2 従業者の員数等に関する特例	（1）多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第2の1の(1)の④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	平18厚令171 第215条第1項 平18厚令174 第90条第1項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	（2）多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。）は、第2の1の(2)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成18年9月厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。 ① 利用者の数の合計が60以下 1以上 ② 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	平18厚令171 第215条第2項 平18厚令174 第90条第2項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	（3）第6の1の(2)後段により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、次の①に掲げる利用者の数を6で除した数と②に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。これにより置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。 ① 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者 ② 就労継続支援B型の利用者	平18厚令174 第90条第3項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
3 設備の特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	平18厚令171 第216条 平18厚令174	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
		第 91 条			
4 電磁的記録等	(1) 指定障がい福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

#### 第 6 変更の届出等（法第 46 条）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
変更の届出等	(1) 指定就労継続支援 B 型事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 23 にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定就労継続支援 B 型の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	法第 46 条第 1 項 施行規則第 34 条の 23	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定就労継続支援 B 型事業者は、当該指定就労継続支援 B 型の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	法第 46 条第 2 項 施行規則第 34 条の 23	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

#### 第 7 介護給付費の算定及び取扱い（法第 29 条第 3 項）

すべて「適宜必要と認める報酬関係資料」

確認文書は、

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
1 基本事項	(1) 指定就労継続支援 B 型に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 14 により算定する単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定就労継続支援 B 型に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定就労継続支援 B 型に要した費用の額となっているか。)	平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539 法第 29 条第 3 項	適・否・非該当	
	(2) (1)の規定により、指定就労継続支援 B 型に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平 18 厚告 523 の二	適・否・非該当	



主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄																																
	<p>【多機能型事業所の場合】 「サービスの組み合わせ」及び「従業員の員数に関する特例の有無」に応じた、定員規模別単価を算定しているか</p> <table border="1" data-bbox="255 209 1384 363"> <tr> <td data-bbox="255 209 461 284">サービスの組み合わせ</td> <td colspan="2" data-bbox="461 209 1384 245">従業員の員数に関する特例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 245 461 284"></td> <td data-bbox="461 245 855 284">適用あり</td> <td data-bbox="855 245 1384 284">適用なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 284 461 320">「者」＋「者」</td> <td data-bbox="461 284 855 320">「合計定員」の報酬を算定</td> <td data-bbox="855 284 1384 320">「合計定員」の報酬を算定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 320 461 363">「児」＋「者」</td> <td data-bbox="461 320 855 363">「合計定員」の報酬を算定</td> <td data-bbox="855 320 1384 363">「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定</td> </tr> </table> <p>(貴事業所の多機能型サービスの内容を記入してください)</p> <table border="1" data-bbox="255 435 1624 625"> <thead> <tr> <th data-bbox="255 435 651 472">サービス名</th> <th data-bbox="651 435 855 472">定員数</th> <th data-bbox="855 435 1196 472">サビ管名及び児発管名</th> <th data-bbox="1196 435 1624 472">請求時の定員規模別単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	サービスの組み合わせ	従業員の員数に関する特例			適用あり	適用なし	「者」＋「者」	「合計定員」の報酬を算定	「合計定員」の報酬を算定	「児」＋「者」	「合計定員」の報酬を算定	「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定	サービス名	定員数	サビ管名及び児発管名	請求時の定員規模別単価																		適・否・非該当	
サービスの組み合わせ	従業員の員数に関する特例																																			
	適用あり	適用なし																																		
「者」＋「者」	「合計定員」の報酬を算定	「合計定員」の報酬を算定																																		
「児」＋「者」	「合計定員」の報酬を算定	「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定																																		
サービス名	定員数	サビ管名及び児発管名	請求時の定員規模別単価																																	
2 就労継続支援B型サービス費	(1) 就労継続支援B型サービス費については、年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定就労継続支援B型等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 1	適・否・非該当																																	
就労継続支援B型サービス費(I)	(2) 各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、当該特定指定就労継続支援B型事業所等における「工賃向上計画」を作成しており、且つ、職業指導員及び生活支援員が、常勤換算方法により、前年度の利用者の数の平均値を 7.5 で除した数以上であるとして市に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を提供した場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 2 平 18 厚告 551 の 14 のイ	適・否・非該当																																	
就労継続支援B型サービス費(II)	(3) 各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、当該特定指定就労継続支援B型事業所等における「工賃向上計画」を作成しており、且つ、職業指導員及び生活支援員が、常勤換算方法により、前年度の利用者の数の平均値を 10 で除した数以上であるとして市に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を提供した場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 3 平 18 厚告 551 の 14 のロ	適・否・非該当																																	
就労継続支援B型サービス費(III)	(4) 職業指導員及び生活支援員が、常勤換算方法により、前年度の利用者の数の平均値を 7.5 で除した数以上であるとして市に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を提供した場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 4 平 18 厚告 551 の 14 のハ	適・否・非該当																																	
就労継続支援B型サービス費(IV)	(5) 職業指導員及び生活支援員が、常勤換算方法により、前年度の利用者の数の平均値を 10 で除した数以上であるとして市に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を提供した場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 5	適・否・非該当																																	



主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
新規指定から1年間の基本報酬の算定	(2)～(3)の算定に当たって、指定就労継続支援B型事業所等の指定を受けた日から1年間は、指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が1万円未満の場合とみなして、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、指定就労継続支援B型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 6 の 2	適・否・非該当	
(2)減算	就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。			
定員超過利用減算	ア 1日当たりの利用者の数 (Ⅰ) 利用定員 50 人以下の指定就労継続支援B型事業所の場合 1日当たりの利用者の数(複数の指定就労継続支援B型の単位が設置されている場合にあっては、当該指定就労継続支援B型の単位ごとの利用者の数。(Ⅱ)及びイにおいて同じ。)が、利用定員(複数の指定就労継続支援B型の単位が設置されている場合にあっては、当該指定就労継続支援B型の単位ごとの利用定員。(Ⅱ)及びイにおいて同じ。)に150%を乗じて得た数を超える場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 7(1) 平 18 厚告 550 の九	適・否・非該当	
	(Ⅱ) 利用定員 51 人以上の指定就労継続支援B型事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に25%を乗じて得た数に、25を加えた数を超える場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 7 平 18 厚告 550 の九	適・否・非該当	
	イ 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数を超える場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。 (ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算)	平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 7 平 18 厚告 550 の九	適・否・非該当	
多機能型定員超過利用減算	ウ 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い 多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、前述のア及びイを適用し定員超過利用となった場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。		適・否・非該当	
サービス提供職員欠如減算	エ 指定就労継続支援B型事業所等に置くべき職業指導員若しくは生活支援員の員数が、厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準(人員欠如)に該当する場合、次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 (一) 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70 (二) 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50	平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 7 平 18 厚告 550 の九	適・否・非該当	
サービス管理責任者欠如減算	オ 指定就労継続支援B型事業所等に置くべきサービス管理責任者の員数が、厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準(人員欠如)に該当する場合、次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 (一) 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70 (二) 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50	平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 7 平 18 厚告 550 の九	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
個別支援計画未作成減算	カ 指定就労継続支援B型等の提供に当たって、就労継続支援B型計画等が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 (一) 作成されていない期間が3月未満の場合、所定単位数の100分の70 (二) 作成されていない期間が3月以上の場合、所定単位数の100分の50	平18厚告523 別表第14の1の注7(2)	適・否・非該当	
身体拘束廃止未実施減算	キ 第4の38に規定する身体拘束の身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合は、1日につき所定単位数を減算しているか。ただし、第4の38の(3)に該当する場合であっても、令和5年3月31日までの間は減算しない。	平18厚告523 別表第14の1の注8	適・否・非該当	
(3) 障がい福祉サービス相互の算定関係	利用者が指定就労継続支援B型以外の障がい福祉サービスを受けている間に、就労継続支援B型サービス費を算定していないか。	平18厚告523 別表第14の1の注9	適・否・非該当	
3 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚障がい者等である指定就労継続支援B型等の利用者数(重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定就労継続支援B型等の利用者数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援B型の利用者数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所、指定障がい者支援施設又は特定基準該当障がい福祉サービス事業所(指定就労継続支援B型事業所等)において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523 別表第14の2の注	適・否・非該当	
4 就労移行支援体制加算	(1) 就労移行支援体制加算(Ⅰ)については、就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(就労定着者)が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	平18厚告523 別表第14の3の注1	適・否・非該当	
	(2) 就労移行支援体制加算(Ⅱ)については、就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	平18厚告523 別表第14の3の注2	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	(3) 就労移行支援体制加算(Ⅲ)については、就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等の行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第14の3の注3	適・否・非該当	
	(4) 就労移行支援体制加算(Ⅳ)については、就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等の行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第14の3の注3	適・否・非該当	
5 就労移行連携加算	指定就労継続支援B型事業所における指定サービス等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が1人以上いる指定就労継続支援B型事業所において、当該指定サービス等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業所等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定サービスの利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定サービスの利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算しているか。 ※当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。	平18厚告第523号別表第14の3の2の注	適・否・非該当	
6 初期加算	指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、当該指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第14の4の注	適・否・非該当	
7 訪問支援特別加算	指定就労継続支援B型事業所等において継続して指定就労継続支援B型等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労継続支援B型等の利用がなかった場合において、第2の1、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により指定就労継続支援B型事業所等に置くべき従業員のうちいずれかの職種の者(就労継続支援B型従事者)が、就労継続支援B型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労継続支援B型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援B型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	平18厚告523別表第14の5の注	適・否・非該当	
8 利用者負担上限額管理加算	指定就労継続支援B型事業者等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第14の6の注	適・否・非該当	
9 食事提	低所得者等であって就労継続支援B型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用	平18厚告523別表第14の	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
供体制加算	者（指定障がい者支援施設に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当就労継続支援B型の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	7の注		
10 福祉専門職員配置等加算	（1）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、第2の1の（1）、指定障害福祉サービス基準第220条第1項第4号若しくは第5号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（職業指導員等）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523 別表第14の8の注1	適・否・非該当	
	（2）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。	平18厚告523別表第14の8の注2	適・否・非該当	
	（3）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（2）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定していないか。 ① 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分75以上であること。 ② 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。	平18厚告523別表第14の8の注3	適・否・非該当	
11 ピアサポート実施加算	次の①から③までのいずれにも該当する指定就労継続支援B型事業所において、障がい者又は障がい者であったと市長が認める者（障がい者等）である従業者であって、地域生活支援事業として行われる研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が、利用者に対して、就労及び生産活動について当該障がい者等である従業者の経験に基づき相談支援を行った場合に、当該相談支援を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ①就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）を算定していること。 ②ピアサポート研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を指定事業所の従業者として2名以上（うち1名は障がい者等）配	平18厚告第523号別表第14の8の2の注	適・否・非該当	



主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	置していること。 ③②に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定事業所等の従業者に対し、障がい者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。			
12 欠席時 対応加算	指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所において指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を利用する利用者(当該指定障がい者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援B型従業者又は基準該当就労継続支援B型事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。	平18厚告523別表第14の9の注	適・否・非該当	
13 医療連携 体制加算	(1) 医療連携体制加算(I)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第14の10の注1	適・否・非該当	
	(2) 医療連携体制加算(II)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第14の10の注2	適・否・非該当	
	(3) 医療連携体制加算(III)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第14の10の注3	適・否・非該当	
	(4) 医療連携体制加算(IV)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※別に厚生労働大臣が定める者…平18厚告第556第5の7号参照 ※(1)から(3)までのいずれかを算定している場合は、算定できない。	平18厚告523別表第14の10の注4 平18厚告556第5の7号	適・否・非該当	
	(5) 医療連携体制加算(V)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第14の10の注5	適・否・非該当	
	(6) 医療連携体制加算(VI)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※(1)から(4)までのいずれかを算定している場合は、算定できない。	平18厚告523別表第14の10の注6	適・否・非該当	
14 地域協 働加算	就労継続支援B型サービス費(III)又は就労継続支援B型サービス費(IV)を算定している指定事業所等において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組により指定サービス(当該指定サービス等に係る生	平18厚告第523号別表第14の11の注	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	産活動収入があるものに限る。)を行うとともに、当該指定サービス等に係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該サービスを受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。			
15 重度者支援体制加算	(1) 重度者支援体制加算(Ⅰ)については、指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして市長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第14の12の注1	適・否・非該当	
	(2) 重度者支援体制加算(Ⅱ)については、指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして市長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。	平18厚告523別表第14の12の注2	適・否・非該当	
16 目標工賃達成指導員配置加算	目標工賃達成指導員(各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員)を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の六の口に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第14の13の注 平18厚告551の六の口	適・否・非該当	
17 送迎加算	(1) 平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎を実施しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障がい者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障がい者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労継続支援B型事業所又は指定障がい者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第14の14の注1 平24厚告268の四準用(一)	適・否・非該当	
	(2) 送迎加算(Ⅰ)及び送迎加算(Ⅱ)については、平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	平18厚告523別表第14の14の注2 平24厚告268の四準用(一)	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
18 障害福祉サービスの体験利用支援加算	（１）指定障がい者支援施設等において指定就労継続支援Ｂ型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障がい福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障がい者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。 ① 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合 ② 障がい福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合	平 18 厚告 523 別表第 14 の 15 の注 1	適・否・非該当	
	（２）障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）については、体験的な利用を開始した日から起算して 5 日以内の期間について算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 15 の注 2	適・否・非該当	
	（３）障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）については、体験的な利用を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 15 の注 3	適・否・非該当	
	（４）障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）が算定されている指定障がい者支援施設等が、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の六のハに定める基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 15 の注 4 平 18 厚告 551 の六のハ	適・否・非該当	
19 在宅時生活支援サービス加算	指定就労継続支援Ｂ型事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市長が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 16 の注	適・否・非該当	
20 社会生活支援特別加算	平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の六の二に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等が、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の九に定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援Ｂ型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して 3 年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障がい福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1 日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 16 の 2 の注 平 18 厚告 551 の六の二準用（三の二のロ） 平 18 厚告 556 の九	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
21 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十八の基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所が、利用者に対して指定就労継続支援B型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から20までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の64に相当する単位数)</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から20までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数)</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から20までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数)</p>	<p>平18厚告523別表第14の17の注 平18厚告543の三十八準用(二)</p>	<p>適・否・非該当</p>	
22 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 2から20までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障がい者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)</p> <p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 2から20までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数(指定障がい者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)</p>	<p>平18厚告523別表第14の18の注 平18厚告543の三十八十七準用</p>	<p>適・否・非該当</p>	
23 福祉・介護職員等ベースアップ等加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等を行った場合に、2から20までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第13の17の注 平18厚告543の三十六の二 三の二準用</p>	<p>適・否・非該当</p>	